

ID: 122

担当部署: 保健福祉課

処分の概要	受給資格の認定及び受給者証の交付		
例規名 根拠条項	聖籠町重度心身障害者医療費助成に関する条例 第5条		
例規番号	昭和62年 条例第13号		
<p>【根拠条文】 (受給資格の認定及び受給者証の交付) 第五条 町長は、前条に規定する申請に基づき審査した結果、受給資格者であると認めるときは、申請者に受給者証を交付するものとする。</p> <p>【基準】 第3条の規定による。 (受給資格者) 第三条 この条例に定める助成の対象となる者は、町内に住所を有する者で医療保険各法の規定による被保険者及びその被扶養者又は国民健康保険法第百十六条の二の規定による被保険者であつて、次の各号の一に該当し、町長の認定を受けた者(以下「受給資格者」という。)とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 知事が発行する療育手帳の交付を受け、障害の程度「A」と判定されている者 二 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第四項の規定による身体障害者手帳の交付を受け、障害の等級が一級、二級又は三級の者 三 前二号と同程度以上の障害を有し、町長が認定した者 			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日